

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法

平成28年4月1日、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、国や地方公共団体、会社やお店などの事業者に対して「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。

中央区では、全ての中央区職員が遵守する「中央区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を策定しました。

【対象となる障害者】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象にしています。

【不当な差別的取扱いの禁止】

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、提供にあたって場所や時間帯を制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけることを禁止しています。

【合理的配慮の提供】

障害のある人から、社会的障壁を取り除いて欲しいという意思が伝えられた時に、負担が過重でない範囲で対応することが求められています。

障害者福祉のしおり

令和5年12月発行

刊行物登録番号
5-061

編集・発行 中央区福祉保健部障害者福祉課
中央区築地一丁目1番1号
電話 03 (3546) 5389
FAX 03 (3248) 1322

印刷 シーアンドゼットコミュニケーション株式会社
中央区銀座一丁目16番1号
電話 03 (6264) 4276
FAX 03 (6264) 4124

